

大規模小売店舗立地法（以下「法」という。）第5条第1項の規定による平成22年6月30日付け大規模小売店舗の新設の届出について、法第8条第2項の規定による意見書の提出がありましたので、法第8条第3項の規定に基づき、次のとおり意見の概要を公告するとともに、その意見を縦覧に供します。

平成22年11月26日

京都市長 門川大作

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）新YS計画

京都市山科区竹鼻地藏寺南町16番1 ほか

2 意見の概要

- （1）営業全時間帯において交通整理員を各出入口に配置する。
- （2）上記に加えて、混雑時（休日と平日の夕方等）は交通整理員を増加する。
- （3）新店舗及び既存店舗の各出入口について、右折入場と右折退場を禁止する。
- （4）渋谷街道の北側面の計画道路内、若しくは当該計画敷地内に歩道の整備を行う。
- （5）大規模小売店舗立地法の提出書類について、現状況に沿ったデータを基に交通計画、出入口の使用方法等について再計画及び検討を行う。
- （6）その他、直接住民の意見を取り入れた交通安全計画と出入口の入庫計画の見直しを行う。
- （7）入店方法や退店方法について、制限なく利用できるようにする。
- （8）歩道スペースを十分に確保する。

(9) 安全のため、街路灯の設置を行う。

3 縦覧場所、期間及び時間

(1) 縦覧場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市産業観光局商工部商業振興課

(2) 期間

平成22年11月26日(金)から平成22年12月27日(月)まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。)

(3) 時間

午前9時から正午まで

午後1時から午後5時まで

なお、上記2の意見の概要は、法第4条第2項の規定による大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に該当するか否かに関わりなく、提出された意見の概要をまとめたものです。

(産業観光局商工部商業振興課)